

企画競争説明書

業務名称：全世界外国人介護人材受入に関する基礎情報収集・
確認調査

調達管理番号：21a00925

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年12月8日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年12月8日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界外国人介護人材受入に関する基礎情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年3月 ～ 2022年9月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：竹内 清佳 Takeuchi.Kiyoka@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

人間開発部 保健第二グループ 保健第四チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作

成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年12月20日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

- (3) 回答方法：2021年12月24日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年1月7日 12時

- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3) 提出先：

- 1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

- (4) 提出書類：

プロポーザル・見積書

- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他
パイロット活動に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) US\$ 1 =113.603 円
 - b) EUR 1 =128.135 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／高齢社会対策

b) 介護人材養成

c) 外国人材受入

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.70 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。

- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年1月25日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

11 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.3 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：高齢社会対策または外国人材受入に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／高齢社会対策

➤ 介護人材養成

➤ 外国人受入

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／高齢社会対策）】

- a) 類似業務経験の分野：高齢者医療または福祉
 - b) 対象国・地域又は類似地域：全途上国
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：介護人材養成】
- a) 類似業務経験の分野：介護人材養成
 - b) 対象国・地域又は類似地域：評価せず
 - c) 語学能力：語学評価せず
- 【業務従事者：外国人受入】
- a) 類似業務経験の分野：外国人材受入
 - b) 対象国・地域又は類似地域：全途上国
 - c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／高齢社会対策	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力： 介護人材養成	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： 外国人材受入	(12)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	1	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「全世界外国人介護人材受入に関する基礎情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・目的

日本国内において増加する外国人材の受け入れ環境整備を推進するため、日本政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月決定、2021年6月改訂）を決定した。同対応策には、JICAに関連する取組みとして6施策が含まれている。JICAは、同対応策等を踏まえ、「外国人材受入れ・多文化共生社会構築に資するJICAの取組方針」案（2021年8月）を策定し、開発途上地域と日本との人材還流を促進し、外国人材から「選ばれる日本」に向けて、日本国内における外国人材の適正な受入れ及び地域における多文化共生社会構築を支援することを目指している。

上記JICAの取組方針案においては、開発途上地域の開発への寄与や日本国内での人材不足の深刻度合いを踏まえ、優先協力対象分野を設定しており、医療福祉（介護）分野も対象としている。介護分野の人手不足については、日本政府の試算において、外国人材受入の必要な規模が5年間で最大6万人と推計されており、他産業と比較しても深刻な状況にある。こうした状況を背景に、日本政府は外国人介護人材の受け入れルートを順次拡大しており、2017年には在留資格「介護」の創設及び技能実習「介護」の追加、2019年には特定技能「介護」の受け入れを開始している他、技能実習から特定技能への転換をやすくする等の施策を推進し、直近は新型コロナウイルス感染症の流行があったにもかかわらず、外国人介護人材の人数は年々増加している。

開発途上国側の状況に目を向けると、多くの国で中長期的に人口の高齢化が進んでおり、特に東南アジア地域や中南米地域において、過去の日本よりも速いスピードで人口高齢化が進む国が散見される。それにも関わらず、介護サービスや介護人材に関する公的な制度は未整備である国が多く、日本の経験の共有や人材育成への貢献が求められていると言える。この点、前述のとおり今後も拡大が予想される日本における外国人介護人材の受け入れを契機として、民間企業との連携も視野に入れながら、今後のJICAの対応方針を検討することが急務である。

なお、JICAは、「課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）：保健医療」においても、日本における外国人介護士の受け入れ事業と、中長期的に高齢化が進展する途上国におけるこれらの帰国人材の活躍・活用について、JICA事業を通じた貢献を検討することを掲げている。

本業務は、以上の背景を踏まえ、近年受け入れ数が増加する外国人介護人材に

ついて、途上国の開発に資する観点からJICAがどのような貢献が可能か、情報収集及び分析検討を行うことを目的として実施する。

第3条 調査の目的と範囲

本調査は、「第2条 調査の背景・目的」を踏まえ、「第4条 調査実施上の留意点」で示した分析の視点を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に記載の業務を行い、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第4条 調査実施上の留意点

(1) 調査対象とする外国人介護人材

日本国内で働く外国人介護人材に関しては、在留資格「介護」、EPA、技能実習、特定技能が考えられる。本調査においては、いずれの受け入れルートも排除せず、全てを調査の対象とする。ただし、例えば短期的な受入促進の観点では人数拡大余地が大きいと思われる技能実習と特定技能を重視する等、調査項目ごとの性質に応じ、適宜重点となる対象を定めることを想定する。

(2) 対象国

日本への外国人介護人材受入に関する各種データ収集・整理に関しては、送り出し側の対象国を限定せず、全世界を対象とする。

送出し国側の現地関連法制度等を含む具体的な現状調査に関しては、重点対象国のみを対象とする。重点対象国は、ベトナム、フィリピン、インドネシア、インド、ネパールとする。このうち、ベトナム、フィリピン、インドネシアの3か国については、EPAの対象国でもあり、日本における介護人材受入につき一定の実績が既にある一方、インド、ネパールの2か国については、介護分野での実績は限定的であるという差がある。この点に留意しつつ、前者はこれまでの実績も踏まえた調査項目を設定し、後者は今後のポテンシャルや課題を明らかにすることを念頭に調査をデザインする。

なお、パイロット活動においてセミナー等を開催する場合には、重点対象国以外からの参加も必要に応じ柔軟に認めることを想定する。

(3) 先行調査等の活用

JICA全体としての方針である「外国人材受入れ・多文化共生社会構築に資するJICAの取組方針」案（2021年8月）の内容を十分に踏まえた調査とする。

また、JICAがこれまでに実施済み及び実施中の以下の関連調査の調査結果も参照し、重複の無いよう留意する。

- ・ 中部4県における外国人材の現状・課題等に関する調査
 - ・ 中小企業・SDGsビジネス支援事業等における外国人材受入・還流にかかる基礎情報収集・確認調査
 - ・ ネパール国日本還流人材を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査
 - ・ インド国技能実習を活用した産業人材育成に係る情報収集・確認調査
 - ・ 東南アジア地域地方創生とODAとの連携の可能性に係る情報収集・確認調査
 - ・ 東南アジア地域ソーシャルワーカー育成に関する情報収集・確認調査
- 上記以外の既存のJICA草の根技術協力や民間連携事業の報告書等も適宜参考

にすること。

さらに、その他の日本国内におけるJICA以外の機関による外国人介護人材関連の先行調査（例：厚生労働省の委託による外国人介護人材の受入環境の整備に向けた調査研究）も参考にしながら効率的な情報収集・整理を行う。

（４） 調査の重点について

前述のとおり、日本国内側については、受け入れ施設における状況等、ある程度既存の情報があることに加え、関係機関による受入促進策の検討も一定程度なされている。本調査は、JICAの、現地側の中長期的な制度整備への貢献可能性や、現地に所在する機関との連携促進が可能であるという強みを活かし、日本国内のみならず送出し側の状況や、日本から母国に帰った後の活躍の場の創出といった側面を重視し、調査を実施する。

また、短期的な民間連携事業の推進のみならず、日本国内の関係機関との役割分担等も整理した上で、中長期的にJICAが本分野で果たし得る役割の検討に資するよう、包括的な情報収集・整理を行う。

（５） パイロット活動について

本調査は、基礎情報の収集と今後の協力方針の検討に向けた分析を主な目的とするが、調査の一環として、一部パイロット的な活動を取り入れる等、実証的なアプローチも重視する。

パイロット活動については、後述のとおり、調査の中で提案・実施することとなるが、プロポーザルにおいては現時点で想定される案を提案すること。

（６） 現地業務と国内業務について

本調査は、対象国が多いこと、また、渡航に対する新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き流動的であることを踏まえ、極力、文献調査及びオンライン調査による情報収集を充実し、現地業務は現地でしか得られない情報収集や活動実施に限定することとする。

現地業務の対象とする渡航先は原則として前述の重点対象国のみとする。他の先進国等の施策に関する調査項目を含むが、これについては現地調査を想定しない。

（７） 資料作成について

本調査を通じて整理された情報は、日本側、送り出し側の関係者にとって有用な情報を含むと想定されることから、随時、パワーポイントの見やすい資料にまとめながら調査を進めていくことが期待される。後述の、中間報告書及び最終報告書の「パワーポイントによる概要版」は、これらを集約したものと想定している。

第5条 調査の内容

（１） 日本の外国人介護人材受入に関するデータ収集・整理

日本国内の外国人介護人材に関し、人数実績（受入ルート別、出身国別、年度別等）を整理する。来日人材の保有資格や受入ルート間の移行の状況についても、データが入手可能な範囲で整理する。

(2) 日本の外国人介護人材の受け入れの実態に関する情報収集・整理

日本国内の外国人介護人材に関し、人材と施設のマッチング、来日前後の教育・情報提供、来日後の活躍状況、ICT/DXの活用、キャリアパス等の現状・課題及び好事例に関する情報収集・整理を行う。前述のとおり、一定程度日本国内で先行調査も実施されていることから、大規模なアンケート調査等は想定せず、これらの先行調査結果を確認・補強する目的で、関係機関（受入施設、監理団体、養成施設、業界団体、自治体、JICWELS等）や来日した介護人材本人からのヒアリングを実施する。

(3) 世界の介護労働者の国際移動に関するデータ収集・整理

文献調査にて入手可能な範囲で、世界における介護労働者の国際移動の状況を概観できる情報の収集・整理を行う。ただし、介護労働者は国際的な定義が無く把握が困難であることも想定されるため、仮に網羅的で比較可能な情報が得られない場合には、世界的に実態を把握する仕組みが未整備である状況について現状を記載の上、具体的なデータについては後述の重点対象国における送り出しの状況に限ることも想定する。

(4) 重点対象国から日本以外の外国への介護人材輩出状況に関する調査

重点対象国において、日本以外の外国へ介護人材を送り出しているか、送り出している場合は行先としてどの国が多いのか、実態を把握する。送出し側の国にとって、他国と比較して日本の介護現場で働くことの魅力が薄いと感じられている可能性を踏まえ、その背景・理由を調査により明らかにする。

(5) 重点対象国の介護及び介護人材関連の法制度、マーケット等に関する調査

重点対象国において、介護人材を取り巻く環境を明らかにするため、公的な介護制度の範囲や内容、介護人材に関する資格（公的制度・民間資格ともに）及び養成機関の状況、介護施設に関する法制度の整備状況、介護用品・福祉用具に関する市場の概況等につき、調査を行う。制度整備等については、現状のみならず中長期的なニーズについても確認する。介護用品・福祉用具については、特にICT活用やDX等、日本企業の海外展開可能性の観点も重視する。

(6) 他国の介護労働者受け入れ施策に関する調査

上記(3)・(4)の結果も踏まえた上で、日本以外の国で積極的に介護労働者の受入を推進している国を2～3か国程度選定し、国としてどのような外国人介護人材受入の施策を実施しているか、調査を行う。調査対象国はドイツ、韓国等が想定されるが、(4)の重点対象国の送り出し状況を踏まえ、決定する。「介護」資格に関わらず、例えば看護師の受入により高齢者ケアの人材を確保している場合は、これも調査の対象とする。

(7) 日本国内の関係機関・団体との連携体制構築に関する調査

日本国内における外国人介護人材受入の推進に関連する関係機関や団体として、関係省庁、JICWELS、介護関連の業界団体等が複数存在することから、JICAの方向性の整理や介入案の検討を行う上で、アジア健康構想等の日本の政策の方向性も含め、これらの機関等の取組や現状を把握した上で、適切な分担や連携体制の構築の提案を行う。

(8) JICA関連事業による短期的な介入策の提案及びパイロット活動の企画・実施
 以上の調査結果を踏まえ、外国人介護人材受入の促進にあたり課題になっている点につきJICA関連事業により具体的にどのような介入策があるか、検討の上で提案を行う。そのうち短期的に実現可能なものについて、本調査の一環としてパイロット活動を実施する。件数は2～3件程度を想定するが、規模感等に応じ提案・調整可能とする。介入策の内容は、必ずしもJICA単独で実施する事業である必要はなく、関係機関・団体や民間企業等との連携により実施する事業も含めて想定する。パイロット活動実施にあたって、これらの連携先をどのように選定するかは、JICAとの相談の上で決定し、実施する。

以下、パイロット活動の例として現時点で考えられる活動案を列挙するが、これらに限るものではなく、また、これらを全て実施するものではない。

- ・ 日本の介護（KAIGO）の効果的な情報発信（セミナー等）
 - 尊厳の保持、自立支援
 - 途上国の介護観とのギャップを埋める工夫
 - 施設介護だけではない地域包括ケアへの理解促進
- ・ 現地の関係機関等との連携による人材の受入促進
 - 来日前の情報発信（制度、キャリアパス、日本の生活）
 - 来日前の学習支援（語学、介護技術）の好事例発信
 - インターンシップによる事前就業経験等ミスマッチ防止策の好事例発信
- ・ 来日後の外国人材を活用した地域共生、多文化共生への貢献支援

(9) JICA関連事業による長期的な外国人介護人材受入支援の方向性の整理

以上の調査結果を踏まえ、長期的な視点で、JICA関連事業による外国人介護人材受入支援の位置づけを明らかにし、目指すべき姿を整理し提案する。

より具体的には、JICAが実施するあるいは実施可能な開発途上国における介護関連制度の整備や看護師・介護福祉士等の保健人材育成の取組が、人材の還流という観点から、外国人介護人材受入支援や彼らの帰国後の活躍の場の提供とどのようにリンクするかの絵姿を整理する。その際には、必ずしも介護施設で働く介護職員の育成という狭い視点ではなく、地域包括ケアや地域共生社会の実現も見据えた整理を行う。また、介護産業の振興や日本の事業者の海外展開（介護施設・事業所、ICT・DXを含む介護用品・福祉用具、その他関連事業）の観点も踏まえた整理とする。

第6条 報告書等

下表の報告書を作成・提出する。提出は電子データとする。

最終報告書は、本文に加えて、パワーポイントによる概要版を付属すること。また、中間報告書は、パワーポイントによる概要版のみの作成とする。

報告書名	提出時期
月報（和）	毎月 （前月分を次月5日までに作成する）
ワークプラン（和・英）	契約開始後2週間以内
中間報告書（和・英）	2022年5月
最終報告書（和・英）	2022年9月

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- 1) 2022年3月上旬に業務開始
- 2) 2022年5月中旬に中間報告書（概要のみ）を提出
- 3) 2022年9月上旬に最終報告書（本文及び概要）を提出

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約10.70人月（現地：4.20人月、国内：6.50人月）
現地渡航は18回を想定。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/高齢社会対策（2号）
- ② 介護人材養成（3号）
- ③ 外国人材受入（3号）

(3) 現地再委託

現地再委託は想定しません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「外国人材受入れ・多文化共生社会構築に資するJICAの取組方針」案（2021年8月）
- 課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）：保健医療

2) 公開資料

- 「中部4県における外国人材の現状・課題等に関する調査」最終報告書
<https://www.jica.go.jp/chubu/topics/2021/ku57pq00000mqepw-att/ku57pq00000mqeqo.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

特になし。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

調査実施対象国に応じ、業務主管部と共にJICA安全対策措置・行動規範を確認し、規定される行動制約を踏まえ、適切な手続き・準備を行うこと。

以上